

第四十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第十八号

昭和四十年四月八日(木曜日) 午前十一時十九分開議

出席委員

- 委員長 加藤 高藏君
- 理事 有田 喜一君
- 理事 中川 俊思君
- 理事 多賀谷 眞稔君
- 理事 細谷 治嘉君
- 小笠 公韶君
- 大石 八治君
- 四宮 久吉君
- 田中 六助君
- 西岡 武夫君
- 廣瀬 正雄君
- 三原 朝雄君
- 理事 藏内 修治君
- 理事 中村 寅太君
- 理事 滝井 義高君
- 小淵 惠三君
- 佐藤 孝行君
- 澁谷 直藏君
- 中村 幸八君
- 野見山 清造君
- 藤田 義光君
- 伊藤 卯四郎君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 櫻内 義雄君
- 自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

- 通商産業事務官 井上 亮君
- (石炭局長) 柴田 護君
- 自治事務官 柴田 護君
- (財政局長)

委員外の出席者

- 大蔵事務官 吉瀬 維哉君
- (主計官) 佐成 重範君
- 通商産業事務官 佐成 重範君
- (石炭局長) 長
- 参事 考人
- 九州鉱害復旧事業団理事長 天日 光一君
- 業団理事長 天日 光一君
- 鉱害賠償基金理事長

四月八日

委員小笠公韶君、上林山榮吉君、倉成正君、中村幸八君及び廣瀬正雄君辞任につき、その補欠

として藤田義光君、佐藤孝行君、小淵惠三君、大石八治君及び四宮久吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員小淵惠三君、大石八治君、佐藤孝行君、四宮久吉君及び藤田義光君辞任につき、その補欠として倉成正君、中村幸八君、上林山榮吉君、廣瀬正雄君及び小笠公韶君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五九号) 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○加藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入りま

す。本日も参考人として、九州鉱害復旧事業団理事長で鉱害賠償基金理事長の天日光一君に御出席をいただいております。

質疑の通告がありますので、これを許します。滝井義高君。 ○滝井委員 質問はたくさんあるのですが、自治大臣の分だけを先にまずやらしていただきまして、それから通産大臣なりにお尋ねしたいと思

います。自治大臣御存じのように、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律が、この鉱害復旧法の一部改正に關連して、いままでの自治体の鉱害復旧に對する

負担率が無資力分についてはやや少なくなってきたわけですが、ところが有資力分については、たとえば農地を見ても、県の負担分が一・〇五

であつたものが、今度は一四・四五と、三・四％だけ負担がふえるということになりました。それから、家屋等の土盛り、家屋の復旧を見ますと、

いままで一〇であつたものが一三・三％だけふえることになる。したがって四十年年度の県の負担を見てみますと、五億一千万円程度のものが、率がいまのように上がったため五億五千万円程度になつて、四千万円程度県の負担がふえることにな

るわけです。この分については、あとで普通交付税なり特別交付税で措置をされることとなつてお

ります。なつておりますけれども、普通交付税なり特別交付税で措置される分は実は全体の六一・六％しか措置されないわけです。約四割程度は県

が持ちます。その四割程度の県の持ち分の中で負担が増加してくるということになりますと、御

存じのとおり、大臣のふるさとの山口県も産炭地でございますが、山口県をはじめ、福岡、佐賀、熊本、長崎あるいは北海道、福島県というよう

を立てるときに国が、自治体に負担をかけないよ

うに措置をすべきだということを強硬に主張して

きています。そこで今回の、たとえば農地の

も上げるから、県も同じ率で上げるといふ論理と

いうものは通らぬ。なぜならば、県が一四・四五

負担するときに鉱業権者は幾ら負担するかとい

うと、一五しか負担しない。加害者である鉱業権者

ての地方負担につきましては、御承知のように地方財政はだんだんと窮境にござりますので、なかなか困難な事情でござります。しかしながら、今回のこの改正による県の負担増につきましては、お話のように、私のほうが交付税で見ざるを得ないか、かように存じております。

○滝井委員 せひひとつ、これは県だけでなくて、北海道もありますが、その負担増になるものは全額交付税で見てください。

そこで、これをすると来年、再来年とおったのでは、これは地方財政はなかなかたいへんだと思うのです。交付税で肩がわりすることになりますから。この点については通産大臣にお願いすることになるのですが、いままでの復旧というものは単年度、単年度でやっておたわけです。そこで長期の見通しがないままにやるので、すべてしりはそのときそのときの力関係で、弱い自治体に負わせる、こういう形になったわけです。今後鉱害復旧が有資力、無資力を通じて急激に増加する客観情勢がござります。そこで通産省としては鉱害復旧についての長期の見通し、計画を立てていただいて、その中で地方負担がどういよう増加の趨勢にあるのか、今年はいまのような過渡的措置でやります。しかし四十一年以降の長期の見通しについては十分自治省と打ち合せて、地方財政の負担にならぬような措置を講じていただかなければならぬと思うのです。そのためにはまず、通産大臣のほうでそういう鉱害復旧の長期の見通しを立て得るかどうか。自治省としてはその長期の見通しに立って、地方負担の軽減についてやはり積極的に国なりが負担を持つという形をとり得る積極性を發揮してもらわなければならぬ。そういうことが両省の間でうまくいけるかどうかということなんです。

○櫻内閣務大臣 私のほうから先にお答えをさせていただきますが、今回の四十年度の予算の中に、全国鉱害についての調査を実施するようにいたしております。この調査に伴いまして当然長期の計画を立てる考えでございまして、この計画に

伴い、関係各省ともよく連絡をとりまして、御指摘のとおり、今後自治体に不当なしわ寄せのないように努力してまいりたいと思っております。

○吉武閣務大臣 自治省といたしましても、先ほど申し上げましたように、将来多額な負担が自治体にかかるということになりますと、これは地方財政の上においてなかなか困難な事情がござりますので、将来の鉱害復旧に対する総合的な計画を立てていただきます、その上でひとつ県と国との関係も検討していきたい、かように存じております。

○滝井委員 せひひとつ……。これは二百六十万円くらいしか鉱害調査の経費は計上されてないのです。そこで、やはりこれは、いまのようなお話になりますと、多年度計画を立てなければならぬことになるわけです。その多年度計画に見合う、やはり国なり自治体なり鉱業権者の負担分というものを長期の見通しを立てなければならぬ。そうすると、ことしの二百六十万円の調査費では全国的な調査ができないのです。だから、ある程度予備費を計上してでもやはり全国的な調査を本格的にやると、早期にその見通しを立てて、四十一年度予算には、今日のように吉武自治大臣のほうの自治体に負担増にならない政策というものを、ひとつ早急に立てていただきたいと思っております。いいですね。――両大臣、首を縦に振りより

ますから、それで納得をいたしました。そうしますと、もう一つだけ自治大臣に、これは建設大臣にいずれ次の機会にきていただきますが、急激に炭鉱がつぶれたために、たとえば大手の炭鉱の炭住というものがぼつこりあくわけです。あかなくても、現実に住民が住まっておられますけれども、いままで炭鉱は、労務管理上、住宅政策をとって、十分住宅の管理をやっておたわけです。炭鉱が生きておる隆盛の間は、非常に清潔な炭住でございました。しかし一たび閉山をいたしまして、急激にスラム街化するわけです。そうしてまず尿の処理、清掃、こういうものが一挙に自治体の負担になってしまふ。たとえば大手

の炭鉱でいいますと、五千戸、六千戸の炭住があるわけなんです。そうすると、その市の二分の一とか三分の一を占める、こういうことになる。こういうものの処置というものを、いま自治体は一挙に背負うことになるわけです。この問題を一体どう考えておるかということが一つ。

それからいま一つは、炭住があきますと、生活保護者がどんどん入ってくるわけなんです。それは家賃が安いとか、縁故で入るとか入ってくる。同時に、他の人も入ってくるわけです。そうしますと、その炭住の居住者は千差万別になってくるわけです。離職者がおり、第二会社に行っておる人がある、新しく起こった産炭地の企業の勤務者がある、生活保護者が入る、失対の労務者の皆さんが入る、千差万別です。まさにかつての統一をした炭住が、町と同じような形になるわけです。しかしその管理というものは、いままで鉱業権者が統括をしておったのが、そういうことができないので急激にスラム街化する。そこで私は先日ここでこれを問題にして、一つの提案をしたのです。それは、こういう炭住については、たとえば鉱業権者の意見を聞いても、ある程度自治体が積極的に肩入れをしてくれるならば払い下げてもよろしいという。そこで町のまん中にそういう千戸、二千戸の炭住あるいは五、六千戸の炭住があるとすれば、それがスラムになったら、治安上からいってもたいへんですから、こういうところは一括してその土地と建物をできれば国が買い上げるか、自治体に助成をして買い上げていただくか、あるいは住宅公団に買い上げて、そして現在住んでいらつしやる方には、住ませる権利を与えながら、これを高層建築化するといいますが、三階か四階建てにして、一階にはいまの人たちを住ませる。しかし二階、三階には新しい居住者を入れるとかいうような新構想による住宅政策、持ち家制度といえますか、こういうことをやる時期がきておるのじゃないか。筑豊にはいま産炭地振興事業団でたくさん工業用団地をつくりつつある。ところが、来てみるけれども住宅がな

いということになれば、たいへんなんですね。そういう形で、非常に便利のいい炭鉱地帯に、そういう新しい、スラム街を乗り越えた住宅政策を展開をしていくと非常にいい。そのためには自治体が積極的にやはりそういう方向に問題を持っていかないとだめなんです。ところが、いまの筑豊における貧弱な自治体ではどうにもならぬわけなんです。こういう点については、ある程度通産当局なり自治当局が肩入れをしていただかないと、こういう政策が推進されないのです。いま鉱業権者は、当面を糊塗するためには、何か会社でもつくって家賃を取りながらやっつけていかなければならぬという形になつちやうわけです。ところが家賃を炭住から取っていくような政策をやっておつても、それが非常にいい方向に炭住が更新していくかという点、いかないですよ、そんなに高い家賃を取れないんだから。そうすると、やはり結論はスラム街化するということになる。そこでこういういま言った尿の処理とか清掃の問題をそういう千戸、二千戸の炭住地帯においてどういふと始末をやるか、それからいまの炭住の更新政策について、何かもしわれわれが具体案でも提示するならば協力する意思があるのかどうか、いずれこれは建設大臣にもお尋ねしますが、通産大臣と自治大臣の御見解をこの機会にお伺いしておきたい。

○吉武閣務大臣 話おしのような状況もあろうかと思ひます。しかしながら何と云つても、炭鉱が閉山になりました地域につきましては、これら炭住に住んでおられる人々に対しては、離職者対策というものがまず私は先決だと思ひます。離職者対策といつても、そう方々へ出かけていって職があるというわけにもいきませんので、産炭地には産炭地振興法によりましてできるだけ適當なる事業を誘致して、その場において就職のできるような方途が講じられれば、これが一番いいことだと思ひます。しかしなかなかそういつても、適當な仕事というものはすぐ右から左にもないわけでありまして、ただ住宅街が、そういう炭住を炭住

のまま保持していくといひても、中に入つておられる方の生活といふものを見るのが大事でございませうから、そういう面とらみ合わせまして対策を立てていくべきぢやないかと思ひます。また、これは各炭鉱の地域地域によつて事情も違ふこととございませうが、ただ滝井さんの御提案になりましたように、これを引き取つてりつばな公営住宅にするといひましても、入る人の職といふもの、生活といふもの世話をするにございませうと、入れものだけ考へるといふわけにもいかないかと思ひますから、こゝういふ点は全般的にひとつ検討を進めていきたい、かように考へておる次第であります。

○櫻内閣務大臣 炭住の様相が一変するといふお見通しについて、いろいろ御所見がございませう。私もその見通しを否定するものではございませう。こうして、新構想による住宅施策を御提唱になつておるのでございませうが、ただいま自治大臣からもお答え申上げましたとおりに、おそれなく地域地域による実情も相当違ふことと思ひます。一がいにとつの方針で施策をやるわけにもいかないではないか。しかし御指摘のとおり、家賃を取つてやつていくといつても、かえつてそれがスラム街の助長になるといふようなことも考へられますので、この点はお話しのとおりに関係各省ともよく相談をいたしまして、今後の炭住施策を進めてまいりたいと思ひます。

○滝井委員 大臣、この前局長と少し討論したのですが、いまの石炭山の買上げ方式は、変更されて、鉱業権の抹消方式による新方式なんです。そこで、炭住とか坑外施設は買わないわけなんです。鉱区の抹消だけで整理促進交付金をくれるといふ形になった。ところが先日総理の答弁によつて、旧方式をとつてもいいといふことになった。旧方式といふのは、鉱業権を合理化事業団が買上げる方式なんです。そのときには同時に炭住や坑外設備も買上げていいといふ、もととつておつた方式、三十七年以前の方式をとつてもいいことになりました。そこでいまのような四千戸、

五千戸の炭住が買われないうままで放置されておるわけなんです。鉱業権者はこれを維持、管理するのたいへんなんです。そこでそういう場合に、幸ひその鉱業権者の鉱害が多ければ、それを国が買上げて、それを鉱害の金に回せば無資力化を防ぐこともできるわけなんです。そこでこの前は、これは無理だけれども四十一年度になつて、もしそれが買つてくれといつたときには買上げてやる、買上げてやれば、これは国と同じ合理化事業団のものになつてしまふ。そしてそれを国が今度自治体に払い下げるなり何なりすれば、住宅政策が非常にうまくいくことになるわけなんです。局長は、それはひとつ前向きに検討いたしましやうといふような意味のことを言つただけだけれども、大臣はそれを局長からお聞きになつたかどうか。私はこの次やると言つておいたから、お聞きになつておると思つておるのか。まずこゝらの基礎固めをしてから建設大臣を呼んで、そしてこれを推進する方向にいかぬことには話にならぬ。まずこれは旧鉱業権者から国のベースにものを移して、これが大事なんです。幸ひそういう方針を打ち出してくれなければ、これを一体追加買収として買上げてくれるかどうかといふことです。いままでは新方式で、鉱区の抹消しかしておらない。炭住が残つておる。そうしたら、その金を鉱害復旧に一部充てられるわけですね。だから、それをひとつやつてもらへるかどうかといふことです。

○櫻内閣務大臣 先般総理の御出席の際に、新方式になつたのでありますが、旧方式を再考慮されることを申し上げたことは、よく承知をしております。ところで、私としては、総理のことばを受けて、さつそくこれを実施すべき立場にございませうが、これは言ひまでもないこととございませうけれども、四十一年度の予算においてはこれを具体化するのに非常に困難性があると思ひますので、四十一年度以降の予算の上におきまして御趣旨に沿いたいと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、四十一年度予算は、もうそろそろ資料集めにかかつて、八月から具体的編成に入るわけなんです。そこで、これは先日局長も言つておりましたが、腹を固めてもらつて、そういうものも追加をして買上げてやるうといふ形に御検討いただけませう。四十一年度予算編成といふのは、ことしの七、八月ころ始まるわけですが、その段階で御検討いただけませう。

○滝井委員 そういふ形になりましたら、ひとつ自治省のほうも一いばこれは地方自治体の体質改善になるわけなんです。スラム街の住宅が、今度ばかりはな住宅街に編成がえされる。そこに新しい人が入つてきて、すぐ付近には工場団地が幾らでもできておるのですから、工場さえ建てば住宅はあるといふことで、まさに一石二鳥あるいは三鳥かもしね、こゝういふ形になるわけなんです。その場合には自治大臣のほうも積極的な御協力をいただけませう。

○吉武閣務大臣 先ほど申しましたように、地域の事情もございませうししますから、一律にどうするといふことはここでは申しかねますけれども、その具体的な事象に対処いたしまして善処していきたい、かように存じております。

○滝井委員 ぜひそうしていただきたいと思ひます。これで自治大臣けつこうです。ありがとうございます。次に、さいせんの鉱害量の調査をやらなければならぬのですが、これは年々二十億から二十五億程度、鉱害量がどんどん増加して行くことはわかつておるわけなんです。これは今後における施業の実施、採掘計画、そういうものと見合えば、いままでの長い経験を持っておりますから専門家がみれば、いまの二十億ないし二十五億が確実なものであるかどうかある程度わかつてくるわけなんです。そうしますと、先日御答弁をいただいた約八百億にやらないと調査を確実に行なうといふ程度あるかといふ調査を確実に行なうといふ程度

わけなんです。この調査の完了する時期は、一体いつごろになったら完了するのかわからないことなんです。

○井上政府委員 早速に始めまして、来年の二月ぐらには完全に完了したといふふうな考へておられます。

○滝井委員 そうしますと、来年の二月ごろに完了すれば、それに基づいて復旧の全般的な基本計画を立て、年度別の実施計画を立てて復旧の全般の概ね、いままでのようには、復旧の基本計画といふのが絶えずぐらつてはいかぬと思ふのです。確実な調査に基づいてきちつとした復旧の長期の基本計画を立てる。それに基つてやはり年次の実施の予算の計画が立たないと、先ほど言つた地方自治体の負担区分といふのがはつきりしないわけなんです。これは、来年二月にそういう調査が完了したならば、通産省としては四十一年度予算からは、そういう長期構想に基づいて具体的なものをつくることになつておるんです。

○井上政府委員 この調査を完了いたしましたとは、長期の計画的な復旧計画をつくつて善処してしまいたい。しかし、私一つおそれておりますのは、二月に調査が完了したといふと、それから長期の計画をつくるわけにございませうから、四十一年度予算はその前の暫定的な形になるのぢやないかといふふうな考へております。ただ、しかし、これは早急に調査に着手いたす予定ですから、まあ予算編成の時期までには大体の見通しをできるわけにございませう。実施いたしたいといふふうな考へております。

○滝井委員 四十一年のものも暫定的になるといふのは、四十一年ごろまで鉱害の実態調査がわかる、そうすると、実際に調査が完了してないもので、四十一年度の長期的な見通しといふものは明確でない。したがつて、とりあえず、ことし八月ごろから作業に入る四十一年度予算といふものは、鉱害復旧については暫定的なものにならざるを得ない。こゝういふ理解でございませう。

○井上政府委員 はい。

○滝井委員 わかりました。そうすると、それが

本格的なものになるのは四十二年からということになるわけですか。

○井上政府委員 そのとおりでございます。

○滝井委員 四十二年ということになると、来年の七、八月ころにはひとつ長期のきちつとした復旧の見通しを立ててもらわないと、産炭地の鉱害の被害者というのはいへんことになるわけですか。これはわれわれの譲り得るぎりぎりの線だと思ふ。ぜひよろしく願ひしたい。

それから特鉱のポンプばかりでなくて、ことしの予算を見ますと、特別鉱害かんがい排水施設管理費補助金というのになっていきますね。これは昨年が四百七十万一千円で、今年が六百四十六万七千円になっておるわけです。これの中には、特鉱のポンプと、かんがいの維持管理のポンプ、そういうものは全部入っておるのですか。

○佐成説明員 ただいま御質問の特別鉱害のかんがい排水ポンプの維持管理費の予算、これは特別鉱害復旧法に基づきまして設置されました農業用地のかんがい排水のポンプ、これの維持管理の経費の補助のみでございます。

○滝井委員 そうしますと、電気代とか人夫賃とか、そういう維持管理のものだけでいいですか。

○佐成説明員 お示しのとおりでございます。

○滝井委員 そうしますと、この二十一ポンプ分ですね。特鉱ポンプ特鉱ポンプと申しますが、この特鉱ポンプの所有権というのは一体どこにあるのですか。

○佐成説明員 所有権につきましても、これは一つの固定的な動産といった中間的な対象でございますので、登録、登記というふうな制度がないわけでございますが、一般的に申しますけれども、工事を施行いたしまして設置いたしました炭鉱が、まず第一次的には所有権者であらう。しかしながら、その炭鉱が消滅いたしましたし無資力化したというところから、市町村が維持管理するというところで市町村に所有権が移転する、あるいは水利組合といった農民の団体に所有権が帰属しているという場合もあるかと思ひますが、いずれいた

しましても、画一的な所有権の所在というものが法的に確立されているというところはございませぬ。この特別鉱害かんがい排水施設を設置いたしました後維持管理者がそれぞれ契約に基づき、あるいは費用の負担の關係に基づきまして、実体的にこの維持管理に当たってきたということが実態でございます。

○滝井委員 そうしますと、鉱業権者が健在であれば、そのつくった鉱業権者の所有である。鉱業権者がいない、不明である。あるいは無資力化した場合には、それは市町村の所有権に移っていく、あるいは水利組合の所有権になる。こういうことですね。

○佐成説明員 これは、私さいせん申し上げましたように、登記、登録の制度がないわけございまして、所有権は当事者間の契約というふうなもので定まっておりますというところでございます。ただこの所有権につきましては、一般的に申しまして、通常推測あるいは推定というところは考えられる次第でございます。その一般的な妥当な所有権の所在の推定の形といたしましては、ただいま申しましたような分類に従ひまして推定するのが最も妥当であらうというところでございます。

○滝井委員 大臣お聞きのように、これは二十一くらい特別鉱害でつくったポンプがあるのです。それがいま言ったように登記、登録の制度がないので、所有権が一体だれにあるのかということがはっきりしないこと。こういう宙に浮いたような大事なものがあつたわけですね。そこで私は、これは登記登録がないので、所有権が明らかでなくともよろしいが、その最後の詰めだけを、大臣の答弁をはっきりしていただければいい。

それは、この維持管理の費用というものは、ずっと永久に国が出すかどうかということが一つ。それから、そのポンプが考括化して、そして更新をしないでならぬ場合の経費は、これをそのものとの所有権者と市町村に出せよといつても、これはとても出せるものじゃない。したがって、その場合には、更新の経費は全額国が持つ。

その場合にまた大蔵省が、生活保護でさえも八割持つのが限界でございますと言われれば、二割自治体のほうで持たなければならぬということになる。そうすると、きょうとまた同じような問題が起こってくるのです。これは国が全額持つか、それともどうしても持たせなければならぬ場合には、持たせぬから、自治体の持つ限度は割でございます。いまから三年か五年先の問題もきちっとしておかなければならぬ。原則は全額国が持ちます。維持管理費は永久に国が持ちます。こういう二点を明白にできるかどうかです。

○櫻内国務大臣 維持管理に要する費用については八三％は国が持つて、あとは地方自治体、こういうことでございます。なお更新の場合におきましても、これに準じまして国がめんどうを見たいと思ひます。

○滝井委員 そう言うだろうと思つたのです。その場合は、したがってきょうとまた同じ問題が起こる。特鉱のポンプをつくる場合には、自治体は割しか持つておらぬ。したがって、この場合も特鉱並みに割にしておいてもらふと、つくりかえるときは、一七％になると問題がまた起こってくるのです。まだすぐつくりかえるのはない。滝井が言つておるのだから、すぐつくりかえるのを持つておるのだから、先でいいです。またさきさき言ったように、維持管理費は八三、一七で、これは納得しておればしようがない。将来更新する場合には、特鉱のときには割ですから、自治体負担は割ということにしておいてもらふと、これは困るのです。

○櫻内国務大臣 現在は一七％の負担をお願いしておるので、ただいま一〇％にしようとお話、これについては十分検討をさせていただきますと思ひます。

○滝井委員 なかなかこれは答弁がでないらしいが、これはきょうあまりがんばりません。がんばりませんが、これは特鉱でやるときは一割でやつておるのですよ。だからこれはやっぱり一割

にしてもらわぬと——特鉱という仮面をずつとかぶっていく。予算でも特鉱ポンプといつておるでしょう。その負担率をいまになつて変えるということではできないだろうと思ふのです。この点は、ますます起こつておられますし、またそのときが片すみに焼きつけておいていただきたいと思ふ。

それから果樹の問題がありますけれども、これは時間がございせんから、産炭地振興のところ御存じのとおり、ことしはもうしかたがありませんが、制度の問題です。現在鉱害の復旧に關連をし、あるいは石炭鉱害賠償担保等臨時措置法に關連をして、合理化事業団と、それから復旧事業団と、それから鉱害賠償基金、今度鉱害基金になります。三つの機関があるわけですね。そして合理化事業団は買い上げたり——いまは買い上げませんが、鉱区の抹消をして整理交付金を出したり、整備資金を貸してやつたり、近代化資金を貸してやつたり、債務の保証をしてやつたり、そういう仕事をしています。復旧事業団はもつぱら復旧工事をやつておるわけです。基金は鉱害賠償金を貸す、今度は予防の金も貸す、こういうことになつておるわけです。そこで現在日本の鉱害復旧をやつておる場合に、これらの三つの機関と通産当局が中心になつてやつておるのですが、三十億をこえる予算を組もうとしても、なかなか測量あるいは設計をやる技術職員というものがばらばらになつておつて不足しておる。いまお互いに幾ぶん有無相通じておる面もございせん。そこで八百億をこえる今後の鉱害復旧をやつたり、あるいは石炭山に融資等をやらうとすれば、やはり一本の強力な機関にする必要があるのじゃないか。ある意見は、三つやつつておつたほうが予算がよけいとれるんじゃないかという意見もございせん。しかし、これはひとつ検討をしてみたら、合理化事業団と復旧事業団と鉱害基金とを一本にして、強力な一つの事業団といふことが機関をつくつて、そしてこの買い上げ、融資、復旧の三本を三つの部門にきつち

と統一して強力に推進したほうが、今後総合的な計画を立てて、自治体との負担区分等もきちっと見合ひながらやっていく場合に、これらの三つがばらばらでわずかの事務費をもって、あつぱあつぱしておるというのでは、強力な鉱害の復旧体制なり石炭政策の推進はできないじゃないか。だから通産当局が参謀本部の働きをしてきちっとすわり、その下に実施機関としての一本の機関をつくっていく、そして県なり自治体、市町村と密接な連携をとって長期計画で推進していくというこのほうがどうもよいような気がするのです。われわれも一つの山が買ひ上げられて、そして復旧するまでの間に、これらの三つの機関を行ったり来たりしなければならぬ。まず通産局の鉱害部に行つて話してまゝと、そして、それから今度は合理化事業団に行く、合理化事業団でまゝとまらぬと復旧に行く、それから金を借りるために基金に行くというように、右往左往する時間というものは実にロスが多いのです。やはり参謀本部の石炭局と、そしてその下部の実施機関としての何とか事業団というふうなものでやるほうが、今後の日本の石炭政策の推進、あと始末の処理というものはそのほうが効率的であり、合理的であり、合理化の促進にもなるじゃないか。いずれにしても、佐藤さんが、最近の日本の政治は汚職も多いし、非効率でロスが多いという

ことを、顔を赤らめて演説をしたということが、きよの新聞に出ておりましたけれども、やはり私は能率を上げる必要があると思つたのですが、大臣どうお考えになつておられるのか。

○櫻内閣務大臣 三機関と申しましようか、三団体の申しましようか、これは言うまでもなくそれぞれ設立の経緯があると思つて、しかし滝井委員のおっしゃる通りに、現在の時点でこの三機関をもつと合理的にやる法はないかというふうな検討する場合には、私もこれは何か方法がありはしないかという気もします。その点からいいますれば、将来の検討問題として十分考えたいと思つたが、いま直ちにこれを御趣旨の線に沿つて一本

化するといふことが現在問題を処理する上に一合理的であるかどうかということについては、にわかには賛意を表しがたいのであります。将来の検討事項として十分考えたいと思つたが、またおっしゃつた御趣旨につきましても、滝井委員のおっしゃるとおり、通産省の石炭局において総合的に円滑にこの三団体が仕事のできるようにつとめて配意してまいりたいと思つたが、

○滝井委員 せひひとつ三つの団体のあり方について真剣な討議をやつていただくことを要望して、私の質問を終わります。

それであらう果樹問題はありますが、きよ農地局を呼んでおりませんでしたから、産炭地振興のときにやらせていただきます。それから炭住の問題もあつたらしく一回建設大臣その他にやらせていただくことにいたしまして、きよはこれで終わらせていただきます。

○加藤委員長 多賀谷君。法案に關連して、一、二点質問をしておきたいと思つたが、家屋の地盤等の復旧費に対する補助率が変わつたわけですけれども、いざ復旧しない、家屋の鉱害に対する金銭賠償の場合に、この補助率が変わつたことをもつて、納付金の限度において鉱業権者は責任を免れるかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○井上政府委員 ただいま多賀谷先生から御質問の疑問点が往々にして私どもの耳にも入るわけでございます。お説のように、金銭賠償するだけでは済みません。済まぬものと了解しております。

○多賀谷委員 その前にちよつと鉱業課長に、家屋の復旧の場合に、補助の対象になる地盤等の復旧は大体どの程度の率になるか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

○佐成説明員 地盤等の復旧と家屋自体の復旧と、この二つが合算されて家屋等復旧となるわけでございます。率から申しますと、全部ならしめますと、大体八割が地盤等復旧費であるといふのがいままでの実績でございます。ただ最近の傾向を見ておると、地盤等復旧費の比重が八割

をこえるといふふうな場合も多々ございませう。多いと申しますことは、結果的に申しますと、家屋等復旧費の中で補助対象として考へるべき部分が多い事例が非常に多くなつておるということかと存じます。家屋等復旧費の中で地盤等復旧費、すなわち補助対象となるべき復旧費、これの占める割合がいかにやうな実態にあるかということに至急慎重に調査いたしまして、妥当な補助の交付といふことを行なつてまいりたいと思つております。

○多賀谷委員 先ほど局長から、納付金の限度において金銭賠償の責めを免れるものではないといふ答弁がありました。現実には鉱業権者がせつかく国会において補助率を上げたことを奇貨として被害者に迷惑をかけるような行動に出るおそれがあるのは、立法者のわれわれとしても非常に心外にたえないわけですね。鉱業権者の責めを免れるのはけつこうですけれども、額が少なくなるのはけつこうだけれども、それによつて被害者の損害賠償額が減るなんというばかなことではないわけですね。これはひとつ十分注意をしましてはならないと思つた。これはわれわれとしては非常に心外にたえない、かように考へるので、再度御答弁を願ひたい。

○井上政府委員 鉱業権者が鉱害を賠償する義務があることは申すまでもないこととございまして、今回回は最近の石炭産業の現状にかんがみまして、鉱害復旧についての国、公共団体の補助率の引き上げをお願いいたしましたわけでございます。それによつて鉱業権者の負担は軽減されるわけでございますけれども、それをもつて、御指摘のように、直ちに賠償義務はその範囲にとどまるといふのは、全く誤解もはなはだしいものだと私は思つた。善意で解釈すれば、鉱業権者は知つてそういうことを言つておるのではないと思つたが、しかしもし知らないのでそういうことをするようでしたら、私も直ちに全鉱業権者にその趣旨を徹底したいといふふうな考へておりました。(通牒を出したらい)と呼ぶ者あり)現にそういう準備を進めております。これは周知徹底

させたいといふふうな考へております。もしそういう不徳義な者があれば、嚴重に私も監督いたします。

○多賀谷委員 単に鉱業権者だけでなく、鉱害紛争に対するあつせん人があつせんの内容にそつういふことを書いておる。この前は五〇%でした。五〇%ですが、いま鉱害課長も話されましたように、必ずしも家屋等の復旧費の全額が補助対象ではありませんから、実際は六〇%くらいになるわけですね。ところがその六〇%程度で義務が免れるような金銭賠償に対するあつせんを出しておる。私はけしからぬと思つた。ですから、単に鉱業権者だけでなく、役所のかまへといふものがあつてはならないかと思つた。一体どういふ指導を役所としておるのか。あつせん人は両方の言ひ分を聞いて、その中を割つてあつせんをするといふこともあるでしょうけれども、やはり政府が補助金まで出して復旧するといふ場合には、これは公平でなくちやならぬと思つた。ですから、これは現地の通産局はもちろぬ、鉱業権者、それら關係者に十分趣旨の徹底をお願いいたしたい、かように考へております。

次に、今度、基金の融資対象として鉱害予防が追加されたわけですが、今後地上権者や鉱業者の衝突の面というものがかなり激しくなつてくる。地価が相当暴騰しておりますから、地上の権利というものの価値が従来以上に相当高くなつてくる、こつういふ状態です。そういう状態です、どうして鉱害の予防といふことを再検討する必要があります。そこで調査団の報告にも鉱害予防の融資制度というものがあつたし、それからわれわれもいままでも議論をしてまいりましたけれども、一方においては鉱害の延長、鉱害の確保の面から、どうしても坑内における充てん等の鉱害予防の措置が必要ではないかと思つた。そういうことを考へると、地上に被害があらわれてきてからの補助金も必要でしょうけれども、やはり地上に被害があらわれることを予防する面に対する補助金というものも必要ではないかと思つた。

このほうが国が同じ補助金を出すにしても効率的であり、そして人心安定からいっても非常にいいことです。大臣は一体これらをどういうようにお考えですか。いま融資制度ができたのですけれども、一歩進んで鉱業予防というのを重点に考えて、坑内充てん等の処置を講ずる場合には、鉱害の場合と同じように、その工事については補助対象にしたかどうか、かように考えるわけですが、ひとつ大臣から御答弁を願いたい。

○櫻内閣務大臣 御意見のような補助対象として考慮すべき問題も将来は起こるかと思いますが、今回は言うまでもなく、融資をいたし、鉱害防止の工事を促進せしめたい、こういうことでございまして、ただいまのところ補助事業としてございまして、取り上げるということはお答えしかねるかと思ひます。

○多賀谷委員 もうすでに予算も通過をしておりますし、私はいま直ちにやれということをおっしゃるわけではございません。しかしこれは、少なくとも明年度の予算等については、やはり鉱害の予防処置としての坑内充てん等の処置については、補助対象にしたかどうか、かように考えるわけですが、これをひとつ、省としてはそういう方針でいく、こういうように大臣から言明願いたいと思ひます。これは大蔵省の関係もあるし、いろいろあるでしょうけれども、ここで踏み切らないと、今後鉱害問題というのは紛糾をますます大きくするばかりである、かように考えるわけですが、結局いまのようにだんだん鉱害の鉱業権者の負担が減りますと、逆にいいますと、坑内で予防するよりも、やはり地上に鉱害があらわれてから直したほうが、鉱業権者としては得になるわけですね。坑内充てんで予防すると、まるまる全額鉱業権者がかぶらなければならぬ。一応被害が地上にあらわれてからならば国も見てくれる、悪くいうと、こういうことになるわけですね。ですから、そういう場合に、やはり坑内充てんの予防処置を講ずる場合には補助対象にするということが行なわれれば、やはり鉱害の確保もでき

きるし、鉱害の延長もできるし、それから鉱害の紛糾も少ない、かように考えるわけですが、どうですか。

○櫻内閣務大臣 お話の点はよくわかります。しかしながら、この鉱害が発生した場合に、これは当然鉱業権者の負担であるべきものを政府の補助施策をしておるわけでございますから、鉱業権者が新しい経営者として、やはり鉱害を起ささないという觀念に徹底していくことが好ましいと思ひます。そのために今回はひとつ融資をして、鉱害対策に万全を尽させよう、こういうことでございまして、いま補助対象にしたほうが、将来鉱害が起きてからいろいろな施策をするよりも、そのほうがより好ましいんじゃないかということについて、そのお考え方についてはよくわかるのでございまして、これは前向きに検討はいたしたいと思ひます。しかしここで明年度以降補助対象としますというように明白にお答えをすることは差し控えさせていただきますと思ひます。

○多賀谷委員 それは坑内充てんについても、費用の問題もあるでしょう。ですから私は全部坑内充てんをせよということをおっしゃるわけではありませぬ。しかし国が総合的に見て、地上で鉱害が起った場合の国の援助処置よりも、坑内において援助をすることによって、鉱害も防げるし、民生の安定もできるし、さらに費用も比較的少なくて済む、こういう場合には、私はそういう処置をしたらいと思ひます。だんだん科学が進歩すれば、一体この程度の層を掘れば、地上でどのくらい出る、地上物件はかくかくしかじかのものだということがあるわけですね。そうするとおのずから、地上に出た場合の鉱害の損害重さというものが算定できるわけですね。さらに坑内における充てんの費用というものも出てくるわけですね。私の言ひますのは、非常に充てんの金のかかるのをやれというところを言っているわけじゃないのです。そういう場合に両者を比較してみれば、鉱害の予防処置を講じたほうがこれは必ずいい、しかしいまの炭鉱経営者の力ではなかなか困難だ、こういう

場合が多いと思ひます。ですからひとつその点を十分検討してもらって、前向きな答弁をお願いしたいと思ひます。あまり消極的な答弁では困りますよ。

○櫻内閣務大臣 鉱害に対して現在補助対象として事業をやっておることから考えて、そしていまのお話を聞けば、確かに予防のほうに金を入れるほうが好ましい場合があると思ひます。しかし私先ほど申し上げたように、鉱業権者がまず鉱害に対しても当然考えていくべきである、こういう立場でいきますと、この予防のほうについては、まず鉱業権者が十分その手当てをする、それを促進するものを融資をする、こういう考え方がなっていくと思ひます。ただ、現在の事情からしての御趣旨の点はよくわかりますので、政府の、また国民の貴重な税金を伴う仕事でございますから、より予防工事のほうが好ましいといううことに相なりますれば、これは前向きに検討してはかるべきものだと思います。

○多賀谷委員 鉱業権者は、いま鉱害の予防処置を作業の段階において講ずるといふのは、これは特定区域であるとか、その他役所といろいろ折衝した場合はあまりないのです。それはもう地上の鉱害が非常に巨額な費用になる場合には考えますが、普通の場合は実際問題としてそうならぬのです。そのことは、いまのように総払い方式になりますと、昔のように残債を残していく状態でないわけですから、当然総払いになると、そういう考慮を払っておれば能率も悪くなるし、なかなかやらないです。ですから私は、やはり政府の方針として予防処置を講ずる、せつかく融資制度ができたわけですからね。これを一歩進んで、これでやはり補助対象というものを進言者として検討する、こういうように御答弁願いたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 前向きに検討することはけっこうでございます。いま私ちょっとお答えが十分でないと思ひますが、鉱害予防といつても坑内充てん以外に、排水処理やなんかも鉱害のう

ちにも入って、予防措置を講ずべきだと思ひますが、それこれも考えて多少慎重にお答えしましたが、よく検討させていただきますと思ひます。

○多賀谷委員 最近の終閉山に伴いまして、以前から問題になっております残存炭鉱の湧水量の増大、すなわち、周囲の炭鉱がやめますと、残っておる炭鉱に周囲の水が全部入って経営が不能になる、こういう事態が相当起こっておるわけですね。たとえば最近忠厚炭鉱あるいは飯塚炭鉱の第二会社はなくなりました、加賀炭鉱というのが、中小では有望だと言われながら、もう閉山の申請をせざるを得なくなりました。これは周囲の炭鉱がやめま

すから、当然水が入ってくるというのでやめざるを得なくて閉山の申請をしたわけですね。あるいはまた今度高松炭鉱が、円城寺調査団の報告によると、一坑、二坑を全面的に採掘を停止するということになる、この水がさらに大正に行く。大正もすでに閉山をしておりますから、大正に行く。大正も湧水量が多くなつてやめざるを得ない。だんだん湧水量が多くなるだけでなくて、かなり坑内の危険も出る。ですからそれに対して予防処置を講じなければならぬ、こういう問題も起るわけですね。これについても、ひとつ十分制度的に解決をしておかないと、もう炭鉱をやめるのは、個々にやめさせないで、一地域全部閉山、こういうふうな事実問題としてはならざるを得ないような状態にあるわけですね。これについて局長は、前々から三井山野の例もあるし、いろいろ検討されておると思ひますけれども、本年度の予算は御存じのとおりですが、制度としてどういうふうに今後持っていられるつもりであるか、お答え願ひたい。

○井上政府委員 御指摘のように現在、筑豊地域だけではありませんで、常磐についても周辺の山が閉山しましたために、現在ビルド鉱で残つておる山に水が集まる、そのために非常に排水費その他の経費がかさみまして、いままでの経営がさらに悪化してくるというふうな例があるわけでございます。これは当該山の責任から起つたことで

はなくて、いわば一種の飢害のような姿を見せておるわけでございます。しかし、特に筑豊につきましては、どこの山の水が当該ビルド山に來たのかなかなか判定がむずかしいような問題もありまして、この処置につきまして私ども頭を悩ましておるわけでございます。ただしかし現実問題として、その山の経営のよしあしとか労使の努力とかいうものにかかわらず、一種の飢害の災害によつて、その山の存立に大きな影響を与えるというのが実態でございますので、これは將來の石炭政策、特に資源対策というような面も含めまして、前向きと申しますよりも積極的な立場で検討してまいりたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 大臣、私がよく質問をしておりますように、新鉱開発といつてもなかなか困難です。ですから、みずから経営者が、あるいは労働者がやろうという炭鉱はどうしても残していかなければならぬ、こういう現状です。そのほうが国の政策から見ると費用が少なく済むわけですから、労使ともにその炭鉱を維持したい、ところが外的な要因によつてこれを投げ出さざるを得ないということになれば、その外的要因はなるべく政府において排除してやる必要がある、かように考えるわけですか。そこで、いま局長は、積極的に取り組んでみたいということですから、大臣から再度明確な御答弁をお願いしたい。

○櫻内国務大臣 周囲の閉山に伴う飢害というが、災害というか、その影響というものは予測のできなかつた現象であると思ひます。したがつて、これに対してできるだけの政府としての措置を考慮すべきだと思ひますが、局長からもお答えをいたしましたように、なかなかその原因探求についてむずかしい点もあろうかと思ひます。この点については、技術的な問題もまたからんでくるかと思ひます。しかし十分検討の上でさような事態には政府の施策が及ぶようにこれから努力いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 最後に希望を申し上げてやめてお

きたいと思ひます。四十一年二月ごろまでに飢害量の総合調査ができる、それから総合的な復旧計画を立てる、こういうことですが、いま滝井委員のほうから機構の問題もありましたけれども、これらを含めて、いまのように個別的な復旧でなく、総合的な機構強化も含めて抜本的な対策を立ててもらいたい。そして、できれば私は、飢害白書というものを出して政府はこれをPRする必要があると思ひます。われわれこれに関係しております議員は率直に言つて実情もよくわかつておるし、それから石炭に從來関係していただいております商工委員の方、他の地区でございまして現状を見ていただいておりますけれども、全体的に言つて、衆参合わせますと一割くらいは理解があるだろうかと思ひます。いま、「こうかい」というと、公害はわかるようですけれども、深刻な石炭採掘による飢害は十分認識がないわけですか。ですから、この実態が出ましたら、役所としてはそういう白書を出して、そしてこういう深刻な飢害の上に悲惨な住民の生活があるのだというのをPRして、予算獲得あるいは対策の樹立に努力してもらいたい、このことを希望しておきます。

○加藤委員長 伊藤卯四郎君。伊藤(卯)委員 飢害の問題については、政府委員はもちろんだいも耳の穴にたこのでできるほど聞かされておられるので、十分御承知だと思ひます。しかし、一地域の問題じゃないかと思ひます。考え方役所の中でも、また国会の中でもあるわけでございます。そこで、なるほど一地域の問題ですけれども、問題自体が国家的に考えて非常に重要であるという点もございまして、私は、この法案を成立させるにあつて、最後に具体的に四、五点を質問いたしました。被害者並びに地域住民の人たちに安心感を与えなければならぬ、こういう意味において質問いたすつもりでございます。たとえば、筑豊炭田だけでも飢害被害地が大体一万町歩以上ある。これは復旧に力を入れてお

れますけれども、新たに新たに起こつてくるので、一向飢害被害地が少なくならないというのが現実です。それから、この飢害のために米麦の年取何十萬石というものがとれない状況にある。一福岡県の筑豊地域だけでそういう計算が出ておるわけでございます。でございまして、これを全炭鉱地域について見るならば、相当国家的に大きな損失をそのままに放任しておるのではないかと、いふ点から、これは真剣に国策として考える必要があるという事は申すまでもないと思ひます。したがらしまして、これは農民の問題あるいは地域住民の問題のみならず、国の食糧問題を大きく解決する上においても、また最近、炭鉱にとつてかわる工業地帯を造成しなければならぬというところから工場団地、住宅団地が盛んにつくられてつあるわけですけれども、これも飢害が安定しなければならぬわけにもいかぬし、そこら辺の道路をつくるということもなかなかできないという問題等もありますから、そういう点から、いかに飢害の復旧ということが大きな問題であるかという点は、もう私が申し上げなくても大臣も政府委員も百も御承知のところでありました。したがつて、以下私は、五、六件大事なことだと思ひ点だけを質問をいたします。

○井上政府委員 ただいまの御指摘の新方式、旧方式——御承知のように買い上げにつきましては、従来旧方式の制度をとり、二、三年前から新方式を主体に運営してまいりました。今回一部を修正する方針でございますが、そういった移り変わりの過程で、おそろくたたいま先生御指摘のような問題が起こつたのではないかと思ひますが、ただ、一つ私わかりかねる点があるのです。新方式の場合と旧方式の場合で泣かされて不公平な場合があるとおっしゃった点が、ちよつと私わかりにくいのでございますが、御承知のように、新方式ですと、これはもう飢業権は消滅いたしますので、したがらしまして、飢業権者がいなくなる形になります。したがらしまして、その場合は、無資力復旧という形で、飢業権者にかわつて、国と地方

公共団体が復旧するという仕組みになっておりません。そこで、年々補償の問題が問題になってくるわけでありまして。十分行なえなくなる、これが問題であるという点につきましては、私も来年度以降におきまして、これについては十分前向きに検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。旧方式の場合だと、鉱業権者は一応実質上無資力であっても、鉱業権そのものを買い上げるわけですから、合理化事業団が一応鉱業権者になるわけでありまして。したがって、まだ善処する手があるというふうなことで、その間にも不公平は、御指摘のとおり、あると思っております。今、著しくそういう問題が起こります場合には、これは関係の利害関係者の同意が必要でございます。これを押し切つてやるわけにはまいりませんけれども、しかし、関係利害関係者が同意されまじくならば、率先旧方式をとって、鉱業権者がいなくなつてあとめんどろ見るものがないというふうな姿は、できるだけ今後なくしていきたいというふうなふうに考えておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 旧方式であろうと新方式であろうと、行政上の処置をとられることは、それは政府が行政上やられることであつて、当然そのときに起こつてくるのは、そのためにどういふ被害者、犠牲者が出てくるかというのを考えて、その被害者、犠牲者をやはり従来どおり、あるいはより以上これを救済をしてやる、あるいは問題の起きないようにならなければならない、これは行政上私は当然お考えにならなければならないことではないかと思つておるというふうな処置というものは、私は行政的にこれは悪政であると思つておる。善政じゃありません。その点は私は局長もいやというほどきつと知つておられるだろうと思つておる。だからその点、国民を行政の犠牲にしないようにされるということは、今後のためにも私も十分注意をしておきます。

法の制定当時のごとく、鉱業権者という鉱害賠償の責任を負う者がおることを前提として、この法律は当時つくられた。ところが、今日是有資格者というか、鉱害の責任を持つ者がだんだんなくなつてきてしまつてしまつて、無資力鉱害というのがだんだんふえてきておる。先般までは有資力と無資力とが半々ぐらゐの鉱害であつたといわれていたが、最近だんだん調べてみますと、無資力鉱害のほうが非常に多くなつてきた。これはやむを得ないことである。炭鉱はやめてしまつて、また資力もなくなつてしまつて、行くえ不明のもなつてしまつてしまつてしまつた。したがって、その性質をどうするか。従来のように加害者、被害者、地方自治体、この三者による共同機関の性格から、合理化事業団のごとく国が全責任を持つ機関にこの性格を変えるということがある。被害を早く復旧し、また被害者に安心感を与える、そして復旧が計画的に促進されていくというふうなことになる。これは申し上げるまでもないと思つておる。現在ではもう事実上、国がやらなければ復旧は遅々として進まないというところは、これももう申し上げるまでもないです。したがつて私が国が全責任を持つてやる機関としろというところは、炭鉱経営者から鉱害復旧資金として、トン当たり二十円ですか、それそれ復旧資金を国が取つておる。だから、二十円が足らなかつたら私はもつと取つていふと思つておる。そうしてさらに国がこれに国費を加えて、国の責任においてやる、こういうふうな復旧事業団の性格を変えてやらねばならないか、私はこの鉱害がなかなか復旧しないのではないかと、この点をよく考へておるが、この点どうですか。

○櫻内國務大臣 伊藤委員のお説に私賛成でございます。したがつていまの御所見は、通産省としてもぜひこれを取り上げてみたいと思つておる。石炭鉱業審議会に新たに鉱害部会を設けてそこへ諮問し、早急に結論を出して御趣旨の点に沿

たいと思つておる。○伊藤(卯)委員 次に伺ひたいのは、無資力鉱害の被害者に不当な迷惑をかけないために、臨時石炭鉱害復旧法に基づく復旧促進地域の指定制度があるのです。これを活用して無資力鉱害を最優先的に指定地として復旧するようにする。そのためにはやはりすみやかに工業計画をつくつて、その計画の内容を当事者である被害者にも示して、そして安心感を与えるということが、私は地元の被害者の諸君に政府を信頼さすというか、あるいは事業団を信頼さすということに大事なことだと思つておる。そこでその工業計画の執行が出来る場合がある。そういう場合には、やはり農民なり地域住民に対して、当然年収、収穫の損害を与えておるのであるから、これらの場合には年々の補償というものをやっぱり見てやるということ、これは私は当然だと思つておる。こういう点についてどうですか。

○櫻内國務大臣 御指摘のような地域を優先的に促進地域として指定することについては、そのようにいたしたいと思つておる。またそれに伴う工業計画を公示し、もしその計画どおりにいかない場合には年々補償をすべきではないかという御意見については、すでに局長から前向きに検討してお答えをいたしておる。そのようにいたしたいと思つておる。○伊藤(卯)委員 次に明らかにしておいていただきたいと思つておる。臨時法にいう復旧基本計画の考え方の中に、総合的に復旧という考え方がないのです。すなわち現行法にいう基本計画は、地域ごとにやつておる。それから個々ばらばらに復旧をやつておる。そこに天日さんがおられますが、天日さんが一番よく知つておるはずですが、ばらばらにやつておるわけですか。そこで、Aの地区ではたとえば二尺復旧かさ上げをした。それからBのところでは一尺しかかさ上げをしておらぬ。そういう点から、水田の水の流れぐあいというか、そういう点にかく問題を引き起こして、天日理事長はたぶんこの問題でだいぶ押しかけられておる

だろうと思つておるわけですか。でありますから、こういう場合には広い地域にわたつて復旧が起つていくのですから、その広い地域の復旧は総合的に計画を立てて、あるいはAの地域を二尺上げるなら全体を二尺上げる必要がなければならぬと、あるいはこの地域は三尺上げたほうが水田の場合に完全復旧になるか、そういう総合計画を立て、その上に立つて復旧をやるべきであることは、これはもう何人の常識でも私は当然だと思つておる。そんなことが実はやられてないのが、これは事業団の天日さんのほうが怠慢ですか、石炭局長のほうの子算関係というか指示関係がまぢまぢなんでしょうか。こういう点は、やはり復旧する以上はそういうトラブルを起ささないようにして、そしてやはり農民から喜ばれるようにやるべきだと私は思ふのだが、これは一体だれの責任、怠慢によつて、またやり方が悪いことによつてこういうことがあるのですか、この点ひとつ明らかにしてください。

○井上政府委員 たいま御指摘の、総合的な復旧計画の復旧を行なうべきだ、この点につきましては、先生御承知のように、第二次石炭鉱業調査団におきまして、特に現在の復旧の実態、それからそれに対する復旧策の面におきましては、やはり欠くるところがあるというふうな意味合いから、今後の復旧策としては総合的、計画的な復旧体制をつくるべきだというふうな意見になつておるわけでございます。ただいまだれの責任、だれの怠慢とおっしゃいましたが、それは率直に申し上げれば私もその責任でございます。私どもも、ただいま申しましたように、第二次調査団においてもその点を指摘されておる。したがつて、私どももいたしましてはそういう自覚のもとに、今後できるだけ復旧を計画的、総合的に復旧するような体制をつくりたいというふうな復旧法の第一条の(目的)には、「復旧を計画的に復旧することを目的とする」というふうな書いてあります。したがつて、天日さんの問題



も、むしろわれわれがそれをやりいようにしてやらなければいかぬというふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 もう二点だけにします。

次に、今回の鉱害復旧のための国の補助率の引き上げがありますが、これが鉱業権者のみにその利益を与えて、地方自治体と被害者にはむしろマイナスではないかということが言われておられるわけでございます。したがって、鉱害復旧の促進にもなりませんし、鉱害復旧は、無資力がますます増大している。さつき申し上げたとおりであります。産炭地域振興のためにも、最も効果的にやっ

ていかなければならぬときでございますから、したがって抜本的にやり方を改めていくということが私は非常に大事であると思えます。

時間の関係がありますから、もう一点続けて伺っておりますが、さらに、今回の政府金融機関から石炭鉱業者へ貸し出している資金の金利について、利子補給することがきめられております。これが六・五％を三・五％として、三％の利子補給に定めました。が、鉱害賠償基金の鉱業権者への貸し出し分には適用しない。鉱害賠償の分には本文を適用しない。いわゆる石炭を掘り出すほうには適用するが、賠償のほうには適用しない。一体この区別がつくものだろうかと思えます。経営は一体であるわけでありまして、石炭を掘り出せば、当然鉱害が起こってくる。ひどいところになれば、トン当たり四百円も七百円も、あるいは千円もかかったところがあります。そうすると、これは石炭を掘って出す経営の中に、鉱害の問題というのも当然含まれておるわけであります。だから、その辺の区別が、これは石炭を掘り出すほうの金だ、これは鉱害のほうの金だ、復旧の金だということとを一体色分けをするということができるかどうか。やはり経営は一体として処理されていくものですか、こういう点からお考えになれば、いまのような利子補給のそういうものを差別するということは、筋が立たぬとい

か、局長も私に答弁をされるのにも説明がなかなか

かはつきりされ得ない、こう思うのですが、この点どうですか。

○井上政府委員 御質問の第一点でございますが、今回政府におきまして鉱害復旧についての補助率の引き上げをお願いいたしましたわけでございますが、これはかえって被害者にも、あるいはその他の関係者にもマイナスになるのではないかと御質問でございます。この点につきましては、私も今回補助率を引き上げましたのは、これによってむしろ鉱害復旧を促進したい、つまり経営者の負担を軽減するわけでございますし、もう一つ、鉱害復旧につきましては、鉱業権者と被害者、いわゆる三者協議で話し合い、同志のもとに鉱害復旧がきめられていく体制ですから、そういう体制の中で、鉱業権者が実際負担能力が少くないという点が鉱業権者の復旧に対する同意が得られない大きな隘路になっていたわけでございますから、今回のこの方式によりまして鉱業権者の負担が軽減になれば、それだけ鉱害復旧は促進できるはずでございます。それがもしかりにお説のように逆に動くというようなことであれば、これは私ども今回の助成を厚くしたと趣旨が全く相反する行為でございますから、私ども十分指導監督いたしまして、むしろ私どものねらっておりますような効果があがるように努力してまいりたいというふうに考えております。

なお、これらの制度について抜本的な改善をしたらどうかというお説でございますが、この点につきましては、先ほど大臣からお答えがございましたように、鉱害対策につきましては、私ども今日の現状にかんがみまして、全国鉱害調査をはじめいたしまして、今後総合的、計画的な復旧体制をつくるというような意欲を持っているわけでございます。まして、審議会にも、大臣からお答えがございましたような鉱害部会を新設して、根本的に鉱害対策についての検討をお願いしたい、私どもも一緒に研究したいというふうに考えておりますので、その点御了承いただきたいと思っております。

それから第二点の、鉱害について利子補給がないという御指摘でございますが、今回の利子補給につきましては、御承知のように政府関係の金融機関、開銀、合理化事業団、中小企業金融公庫、この三つの機関からの借り入れ残高、旧債につきまして利子補給をするという制度にいたしましたわけでございます。御指摘のように、鉱害賠償基金からの借り入れについて利子補給はないわけでございます。この辺は確かに御指摘のように、政府関係の機関からの旧債がよろしいのならこれも含めていいのじゃないか、お説のとおりでございます。この点につきましては、まだ鉱害賠償基金ができて日数が少なくて、この借入れ残高がきわめて僅少でございます、というふうなこともあり、かつはまた全体の施策のバランスというふうな点から、本年度につきましてはこれが除外されたわけでございます。しかし、御指摘のように、まあ私の考えといたしましては、今後の石炭産業の推移にもよりまして、さらに助成を進めていく必要があるという事柄には、私としましては当然これも対象にして進めるように努力してまいりたいというふうに考えております。そういうことで御了承いただきたいと思えます。

○伊藤(卯)委員 質問を終わるにあたって大臣と政府委員に強く希望を申し上げておきたいのは、大臣は、私は目の前に置いて申し上げるのはどうかと思うけれども、非常に純情な、まじめな、一本気の人だと実は信頼しております。それから石炭局長は近來にないくらいなかなか勇氣のある局長だと思っております。

そこで、きょう御答弁になられた大臣の答弁、局長の答弁は、よってくだんのごとくというほど、私は実行されると思えますから、再びいまだような問題を質問させないように実行されることをひとつ強く要望いたしておきます。

○加藤委員長 これにて、両案に対する質疑を終局するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

両案に対する質疑は終局いたしました。

○加藤委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、両案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

昭和四十年四月十二日印刷

昭和四十年四月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局